

## 準特定地域計画の方向性について

## ●準特定地域計画（旧地域計画）

|         |  |
|---------|--|
| 計画名     | 知多交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画<br>※作成者：知多交通圏準特定地域協議会 ※作成日：H22. 3. 11  |
| 法的な位置付け | 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法<br>(9条1項) <u>基本方針に基づき、作成することができる</u><br>(9条2項) 計画の構成<br>(9条3項) <u>都市計画や地域の交通に関する計画との調和</u><br>(9条4項) 計画が有効となる車両の台数<br>(9条5項) <u>公表、国土交通大臣への送付義務</u><br>(9条6項) 国土交通大臣からの助言 |
| 協議結果    | <u>尊重義務あり</u><br>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（10条1項）   |

## ●活性化事業計画（旧特定事業計画）

- ①準特定地域計画に活性化事業に関する事項が定められていることが条件。
- ②活性化事業計画の作成者は、協議会の構成員、かつ、事業の実施主体となった一般乗用旅客自動車運送事業者。
- ③活性化事業計画は、一般乗用旅客自動車運送事業者が国土交通大臣に認定申請できる。

## ◎議論したいこと

- ①準特定地域計画を改正するにあたり、盛り込むべき観点はないか。  
例) 今後整備される新病院や商業施設等への対応、中部国際空港を起終点とする移動への対応、観光資源への対応、など。
- ②現時点で記述のある活性化事業（旧特定事業）のうち、活性化に向けて真に必要な事業はどれか。また、その定量的な目標値を定めるべきか。
- ③今後新たに、関係自治体と協働で取り組む個別事業について、どの程度まで記述が必要か。
- ④改正した準特定地域計画を公開する方法は。どのように知らしめていくか。

# 準特定地域計画の法的位置づけ

## (準特定地域計画)

第九条 準特定地域において組織された協議会は、基本方針に基づき、当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するための計画(以下「準特定地域計画」という。)を**作成することができる。**

- 2 準特定地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の活性化の推進に関する基本的な方針
  - 二 準特定地域計画の目標
  - 三 前号の目標を達成するために行う活性化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、準特定地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項
- 3 **準特定地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。**
- 4 準特定地域計画は、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該準特定地域計画に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該準特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の過半数であるものでなければならない。
- 5 **協議会は、準特定地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に送付しなければならない。**
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により準特定地域計画の送付を受けたときは、協議会に対し、必要な助言をすることができる。
- 7 第三項から前項までの規定は、準特定地域計画の変更について準用する。

## (準特定地域計画に定められた事業の実施)

第十条 **準特定地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であって、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものは、当該準特定地域計画に従い、事業を実施しなければならない。**

- 2 準特定地域計画を作成した協議会は、当該準特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、当該準特定地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することができる。

# 準特定地域計画で定めるべき事項(基本方針より抜粋)

## 1. 基本的な考え方

- ・準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるもの。
- ・地域における輸送ニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、計画の作成に当たってはそれらに的確に対応した取組を定めることが必要。
- ・準特定地域は、供給過剰の兆候によりタクシー事業の収益基盤の悪化やこれに伴うタクシー運転者の労働条件の悪化が進行し、結果としてタクシーの安全性・利便性が低下しているとともに、違法駐停車等により地域における円滑な交通にも支障が生じているなど地域公共交通としてのタクシーの機能が低下している地域であることに留意し、準特定地域計画の作成に当たっては、地域の実情に応じて、供給過剰となるおそれの解消や運転者の労働条件の改善・向上、交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

## 3. その他の留意事項

- ・準特定地域計画は、都市計画、地域公共交通総合連携計画その他計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。
- ・準特定地域計画が作成された後も、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに、計画に定めた目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことが望ましい。

## 2. 記載事項に関する留意事項

### 【基本方針】

- ・当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーの果たすべき役割、タクシー事業を巡る現状分析及びこれらを踏まえた取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載。
- ・鉄道、バス等の他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしての機能の向上や、まちづくり、都市政策等と一体となった機能の向上についても明確化することが望ましい。
- ・当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要。

### 【準特定地域計画の目標】

- ・準特定地域計画の目標には、活性化事業その他の事業の前提となる目標を記載するものとする。
  - ①タクシーサービスの活性化
  - ②事業経営の活性化、効率化
  - ③タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
  - ④タクシー事業の構造的要因への対応
  - ⑤交通問題、環境問題、都市問題の改善
  - ⑥供給抑制
- ・具体的な目標の設定に際しては、定性的な目標又は定量的な目標のいずれを設定しても差し支えない。

### 【活性化事業及びその実施主体に関する事項】

- ・準特定地域計画に定められた具体的な目標に即し、事業の概要、実施時期及び実施主体を簡潔に記載。

# 準特定地域計画の合意方法

## 【タクシー準特定地域協議会設置要綱 第7条】

準特定地域計画の作成を議決する場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ◆ 関係地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ◆ 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ◆ 準特定地域計画の作成に合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ◆ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ◆ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ◆ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ◆ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
- ◆ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。



- ・現在の準特定地域計画は、法改正に伴い旧地域計画をそのままスライド移行したもの。
- ・現計画を改正するためには、上記要件を全て満たすことが必要となる。

# 準特定地域計画の作成スキーム

必要に応じて計画を見直し

## 準特定地域 計画の作成

- ・準特定地域計画には、①基本方針、②目標、③活性化事業その他の事業及びその実施主体、④その他必要と認める事項 を記載。
- ・準特定地域計画は、以下の要件を満たす必要がある。
  - ◆計画の作成に合意したタクシー事業者の車両数の合計が、当該準特定地域内の車両数の過半数であること。
  - ◆都市計画、地域公共交通総合連携計画、その他の計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法第2条第4項の基本構想に即したものであること。

## 準特定地域 計画の公表・ 国への送付

- ・協議会は、準特定地域計画を作成したときは、遅滞なくこれを公表し、国土交通大臣に送付する必要がある。
- ・公表方法は、事務局(タクシー協会)のHPへのアップ等。
- ・計画の提出窓口は愛知運輸支局。
- ・国は、準特定地域計画の送付を受けた際は必要に応じて協議会に対して助言を実施。

## 準特定地域 計画の実施・ 評価

- ・各事業の実施主体は、計画に従い事業の実施義務を負うこととなる。
- ・協議会は、タクシー事業の現状について把握・分析を行うとともに、計画に定めた目標の達成状況について評価を実施。

# 準特定地域計画の改正に向けた今後のスケジュール

今回会議

- 準特定地域計画(旧地域計画)における取組みの総括
- 準特定地域計画の改正に向けた方向性の提示

今年度末  
まで

- 計画改正案(たたき台)の作成及び各構成員への書面通知(事務局)
- 計画改正案(たたき台)の個別検討(各構成員)

事前準備  
(H27年春)

- 計画の改正に向けた各構成員との個別調整(事務局、各構成員)
- 準特定地域計画(改正案)の作成(事務局)

次回会議  
(H27. 5頃)

- 準特定地域計画(改正案)を提示(事務局)
- 準特定地域計画(改正案)の承認

会議終了後  
(H27. 6頃)

- 改正後の準特定地域計画の公表及び国土交通大臣への送付(事務局)